

平成30年度佐賀県教育委員会免許法認定講習実施要項

佐賀県教育委員会

1 目的

本講習は教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、小学校教諭一・二種、中学校教諭一・二種、高等学校教諭一種、養護教諭一種及び特別支援学校教諭一種・二種免許状を取得させ、現職教員の資質の向上を図る。

2 主催

佐賀県教育委員会

3 指導大学

佐賀大学

4 開設講座及び日程等

別添「平成30年度佐賀県教育委員会免許法認定講習講座一覧表」のとおり

5 会場

佐賀大学 本庄キャンパス（佐賀市本庄町1番地）

佐賀大学 鍋島キャンパス（佐賀市鍋島5丁目1番1号）

佐賀女子短期大学（佐賀市本庄町本庄1313番地）

佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター（通称：アバンセ）

（佐賀市天神3丁目2-11）

6 受講対象者

- (1) 小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教員で、小学校教諭、中学校教諭の二種免許状を有し、一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
- (2) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教員で、現に勤務する校種と隣接する校種の免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
- (3) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する養護教諭で、養護教諭二種免許状を有し、一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
- (4) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教員で、特別支援学校教諭二種免許状又は同一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
- (5) 高等学校及び特別支援学校に勤務する実習助手等で、高等学校教諭一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者

※ 講師等で受講対象となるのは、臨時の任用職員で受講申込み時から講習受講時までの間任用されている者。

7 経費

受講料は徴収しません。ただし、資料代（テキスト）等が必要な場合は受講者負担とします。

8 受講申込み方法

- (1) 受講希望者は、様式2（個票）に必要事項を記入して、校長へ提出してください。
- (2) 校長は、様式1（集計表）に必要事項を記入して、受講希望者から提出された様式2（個票）を添付し、次により提出してください。

ア 佐賀県内の市町立小・中学校の場合

所轄市町教育委員会へ提出 7月4日（水）必着

イ 佐賀県内の県立学校、佐賀大学附属学校及び私立学校の場合

佐賀県教育庁教職員課へ提出 7月4日（水）必着

ウ 県外の学校の場合（郵送）

佐賀県教育庁教職員課へ提出 7月4日（水）必着

送付先：〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1-59

佐賀県教育庁教職員課免許担当

必ず校長が送付してください。（個人の申込みは受け付けません）

※返信用封筒を同封すること。

・角2型封筒。

・140円切手を貼付してください。

・宛て名は校長として、郵便番号、住所を記載してください。

(3) 留意事項

- ・小学校・中学校・高等学校教諭免許取得希望者は2講座まで、養護教諭・特別支援学校教諭免許希望者は3講座まで申込みができます。
- ・開設講座番号「②と⑥」は同日開催のため、両方を申込むことはできません。

9 単位の認定

- (1) 各講座とも当該単位の課程として認められた授業時間数について、その5分の1以上の欠席、遅刻、早退等があれば、単位認定の対象になりません。また、台風等により講習を中止した場合も単位認定の対象なりません。
- (2) 試験結果によって各講師の判定結果、合格と認定され、かつ、(1)を満たす授業時間数以上の出席があった者に単位の認定を行います。

10 受講決定の通知

受講決定の通知書は、7月中旬～下旬に学校長に対して送付する予定です。

※7月31日（火）までに通知書が届かない場合は、教職員課免許担当へ電話にて確認すること。

- (1) 佐賀県内市町立小・中学校の受講希望者には、市町教育委員会を経由して学校長に送付します。
- (2) 佐賀県内の県立学校、佐賀大学附属学校、私立学校及び県外の学校の受講希望者には、直接学校長に送付します。
- (3) 各講座とも、県内の受講希望者及び取得しようとする免許状に相当する校種の学校に勤務する者を優先します。

11 その他

- (1) 受講許可の通知後に受講の取消しがないよう、学校行事等に留意して申込みを行ってください。

なお、やむを得ない事情で受講できなくなった場合は、速やかに学校長に申し出てください。学校長は、別紙3「欠席届」を受講申込みと同じ経由方法で県教職員課へ提出してください。

- (2) 駐車場について

【会場：佐賀大学（本庄キャンパス）】

佐賀大学構内には駐車できません。

駐車場がありませんので、公共交通機関を利用して下さい。

【会場：佐賀大学（鍋島キャンパス）】

原則、公共交通機関を利用して下さい。

ただし、やむを得ず自家用車等を利用される場合は、大学構内の外来駐車場を利用して下さい。（外来駐車場は、駐車台数が限られています。）

【会場：佐賀女子短期大学及びアバンセ】

駐車場が使用できます。

- (3) 通知書、単位修得証明書等への氏名の記載はJIS第1水準、第2水準漢字で行います。それ以外の外字については相当する漢字で記載します。

※ 取得した個人情報については、平成30年度教育委員会免許法認定講習のみ使用し、それ以外には使用しません。

【問い合わせ先】

〒840-8570

佐賀市城内一丁目1-59

佐賀県教育庁教職員課免許担当（担当：高峰）

電話 0952-25-7225

FAX 0952-25-7319